

記入例：扶養認定するとき（新規認定）

必要な添付書類は、認定事由により異なります。「共済OITAガイドブック」を参照して、書類を揃えてください。

20歳以上60歳未満の配偶者を扶養認定する場合、必ず併せて「国民年金第3号資格取得届」及び「配偶者の年金手帳（基礎年金番号の判るページ）のコピー」も添付してください。

被扶養者 認定 取消 申告書

所属所名	〇〇小学校	組合員氏名	共済 太郎	所属所コード	1 2 3 4 5
				組合員証番号 (職員番号)	1 2 3 4 5 6

※「組合員証番号」は必ず記載してください

認定(取消)を受けようとする者の氏名(楷書)		認定の場合の区分 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規認定 <input type="checkbox"/> 特別認定 (扶養手当なし)	普通認定 (扶養手当あり)
(カナ)	キョウサイ カズコ		<input type="checkbox"/> 継続認定	普通認定から特別認定に切替[106]
氏名	共済 和子			特別認定から普通認定に切替
		生年月日	性別	続柄 [コード]
		昭和50年12月1日	1 男 2 女	妻[02]
■ 個人番号を別紙により届け出ます。(新規認定の場合) (注1)		認定・取消の事実発生日及び理由 (被扶養者の要件を備え、または欠に至った年月日および理由)		
配偶者の基礎年金番号 ※配偶者を新規認定する場合のみ		年月日	令和〇〇年3月31日	
		理由	退職	
職業	所得推計額 (年間)	扶養手当 受給の有無 給与担当者押印		同・別居 の別
なし	0 万円	1 有 2 無 担当者印		1 同居 2 別居
所属機関受付		上記のとおり申告します。		別居の場合の住所 (同居の場合は記入不要) ※郵便番号は必ず記入してください
受付 〇〇小学校 第 号 〇年〇月〇日		令和〇年〇月〇日		国内・外の別(注) 1 国内 2 国外
支部受付		上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。		※「1 国内」の場合、次の口にチェックをしてください。 ■ 認定を受けようとする者は、日本国内に住居票があることを申し立てます。
所属機関受付印の日付と所属機関の長証明日は同日としてください。		令和〇年〇月〇日		●続柄コード表●
		住所 <申告者> 氏名 組合員 共済 太郎		夫 妻 長男 長女 二男 二女 三男 三女 養子 父 母 01 02 11 21 12 22 13 23 20 31 41 養父 養母 祖父 祖母 義父 義母 兄 姉 弟 妹 孫 その他 32 42 53 63 33 43 51 61 52 62 57 -
		事務担当者 公立 花子		連絡先 ■ 所属所 □ 学校支援センター
				連絡先電話番号 097-506-XXXX

注1 新規認定の場合は□にチェックをし、個人番号が分かる書類(マイナンバーカード裏面の写し等。組合員証番号を記載すること)を添えてください。継続認定・取消の場合は不要です。

注2 認定を受けようとする者が「2 国外」(=日本国内に住居票がない)に該当する場合、別途必要書類を提出してください。(必要書類は、「共済OITAガイドブック」等を参照のこと。)

また、日本国内に住所があっても、マイナンバーを活用した情報連携又は住基照会(J-LIS)により共済組合が住所情報を確認できない場合は、後日、共済組合から所属所を通じて「住居票」の提出を依頼します。

なお、結果として、日本国内に住居票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかった場合は、当初に遡って認定取消しとなる可能性も有的のでご留意ください。